

入札公告

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

令和 7 年 11 月 4 日

分任支出負担行為担当官
宮城北部森林管理署長 泉 光博

1 事業概要

- (1) 事業名 松くい虫防除事業請負（石巻地区外、樹幹注入）
- (2) 作業場所 宮城県石巻市渡波字浜曾根山国有林 544 林班い 1 小班外
- (3) 事業内容 樹幹注入 272 本
- (4) 事業期間 契約締結日の翌日から令和 8 年 2 月 27 日まで
- (5) 本事業の入札は、電子調達システムにより行う。
なお、電子調達システムによる入札によりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札に参加することができる。

2 競争参加資格要件等

本事業の入札に参加できる者は、次の全てに該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 令和 07・08・09 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格の「役務の提供等（その他）」）を有している者であること。
- (3) 令和 07・08・09 年度全省庁統一資格の競争参加を希望する地域において、「東北」を選択している者であること。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（令和 7 年 3 月 31 日）9（2）に規定する手続きをした者を除く。）でないこと。
- (5) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確

認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、東北森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知）又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成 26 年 12 月 4 日付け 26 林政政第 338 号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

（６）入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

ア 親会社と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イについては、会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他個人事業主又は中小企業等協同組合法若しくは森林組合法等に基づき設立された法人等であって、上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

（７）平成 22 年 4 月 1 日以降（過去 15 年間（入札公告日の属する年度含まない））において、入札公告の事業又は同種の事業を完了した実績（国有林野事業の発注以外の事業を含み、元請・下請として、完成、引き渡しが完了した事業実績）がある者とする。

なお、同種の事業とは、薬剤を使用した森林病虫害防除とする。

（８）配置を予定する技術者（現場代理人等）にあつては、入札参加者が直接雇用しており、平成 22 年 4 月 1 日以降（過去 15 年間（入札公告日の属する年度含まない））に、入札公告の事業又は同種の事業（国有林野事業の発注以外の事業を含み、元請・下請として、完成、引き渡しが完了した同種事業に従事した代表的なもの（事業規模の大きいもの）のうち次の優先順位（①現場代理人として経験した事業、②現場代理人以外で経験した事業。）に基づくこと。）に 3 年以上従事している者であること。

また、配置予定技術者が、同種事業に 3 年以上従事していることを証明するための契約書又は従事したことが証明できる書類等を「3 ヶ年度」分（年度毎に 1 件）添付すること。

（９）当該事業の実施において、次に示す資格等のいずれかを有する技能者を配置できること。

① 地方公共団体が認定する農薬管理指導士又は農薬適正アドバイザー

② 緑の安全管理士

- ③ 技術士（農林部門・植物保護又は森林部門・林業）
- ④ 樹木医又は松保護士（松保護士は、松くい虫防除事業の場合）
- ⑤ 1級林業技能士又は2級林業技能士
- ⑥ ①～⑤に準ずると認められる薬剤や病虫害防除に関する資格を有している者

なお、上記の資格を有しない場合、過去15年間（入札公告日の属する年度含まない）に入札公告の事業又は同種事業（国有林野事業の発注以外の事業を含み、元請・下請として、完成、引き渡し完了した実績を含む）に2年以上従事している者であること。

- (10) 仕様書及び特記仕様書に定める方法で作業を実施することが可能な者であること。
- (11) 樹幹注入孔の穿孔が可能な器具機材を所持又は準備している証明書類等の提出ができること。
- (12) 仕様書に記載された薬剤を薬剤販売店より必要数量の納品が可能であることの証明書類の提出ができること。
- (13) 以下に定める届出をしている事業者（届出の義務がない者を除く。）であること。
 - ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条規定による届出
 - ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条に規定による届出
 - ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (14) 当該事業の入札説明書及び見積りに必要な図書等を発注者の指定する方法（紙又はCD-R等による配布等）での交付を受けていない者は、入札参加を認めない。
- (15) 農林水産省発注事業等からの暴力団排除の推進について（平成20年3月31日付け19東経第178号局長通知）に基づき、警察当局から当局長（署長、支署長含む。）に対し、暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (16) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知）に沿って、作業の安全対策に取り組んでいること。（規範の内容に相当する既存の取組を含む。）

注：「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」及び「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け解説資料」は、林野庁ホームページに掲載。

(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/anzenkiban.html>)

3 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、証明書類を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、当該証明書類に関し、分任支出負担行為担当官から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(2) 証明書類の提出期間、場所及び方法

① 提出期間

令和7年11月5日午前9時00分から令和7年11月19日午後5時00分まで。

なお、承諾を得て紙入札による場合は、上記期間（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで（正午から午後1時までを除く。）とし、郵送の場合は令和7年11月19日までに必着とする。

② 場所

〒989-6166

宮城県大崎市古川東町5-32

宮城北部森林管理署 総務グループ

電話：050-3160-5930

③ 提出方法

入札説明書に示す様式により、電子調達システムを用いて提出すること。ただし、承諾を得て紙入札による場合は上記3(2)②の場所に代表者又はそれに代わる者が持参するか若しくは郵送により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

(3) 証明書類の内容

- ① 全省庁統一資格の「資格審査結果通知書」の写し
- ② 2(8)に記載される事項に係る証明書類（契約書の写し等）
- ③ 2(9)に記載される事項に係る証明書類（契約書の写し、雇用者の名簿等）
- ④ 2(10)に記載される事項に係る証明書類（認定証書の写し等）
- ⑤ 2(12)に記載される事項に係る証明書類（パンフレットの写し等）
- ⑥ 2(13)に記載される事項に係る証明書類（薬剤納品確約証明書、使用予定薬剤のパンフレットの写し等）
- ⑦ 2(14)に記載される事項に係る証明書類（保険加入状況を証明する資料）

申請書及び資料の提出者については、競争参加資格の確認結果を申請書及び資料の提出期限日の翌日から起算して7日以内（休日等を除く。）に、電子調達システムにより通知する。ただし、事前の承諾を得て紙入札とした者には、書面により通知する。

なお、3(2)①に規定する期限までに証明書類を提出しない者又は競争参加資格がないと認めた者は本競争に参加できない。

4 入札手続き等

(1) 担当部署

〒989-6166
宮城県大崎市古川東町5-32
宮城北部森林管理署 総務グループ
電話：050-3160-5930

(2) 入札説明書等の閲覧・交付の場所及び日時等

① 交付期間

令和7年11月4日から令和7年12月1日まで（休日等を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで（正午から午後1時までを除く）。

② 場所

〒989-6166
宮城県大崎市古川東町5-32
宮城北部森林管理署 総務グループ
電話：050-3160-5930

③ 交付方法

入札説明資料については、電子調達システムからダウンロードすること。紙入札方式により入札に参加する場合は、上記4(2)②において入札説明資料の交付を受けなければならない。

なお、紙入札希望者で郵送を希望する場合は、希望者の負担により交付するので、上記4(2)②に申し出ること。

(3) 入札の方法並びに入札及び開札の日時及び場所

入札は、電子調達システムにより行う。

なお、電子調達システムによる入札によりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札に参加することができる。

ア 電子調達により参加する場合

令和7年11月26日（水）午前9時00分から令和7年12月1日（月）午後5時00分まで。

イ 紙入札により入札する場合

令和7年12月2日（火）午前9時45分から午前10時00分まで。

なお、郵送（書留郵便に限る。）により入札書を提出する場合は、令和7年12月1日までに必着とし、入札書の日付は令和7年12月2日とする。ただし、郵送入札した者は、再入札には参加できない。

ウ 開札は、令和7年12月2日午前10時00分に宮城北部森林管理署会議室において行う。

エ 紙入札により入札する場合は、入札の執行に先立ち、分任支出負担行為担当官が競争参加資格があることを確認した旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

(4) 積算内訳書の提出

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書を所定の様式（入札説明書に定める）により提出する。

なお、入札の際に積算内訳書が未提出又は提出された積算内訳書が未記入である等不備がある場合は、当該積算内訳書の提出業者の入札を無効と

することがある。

また、提出された積算内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

5 その他

(1) 入札において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金を免除する。

② 契約保証金を免除する（前払金の規定を適用する場合は、契約保証金を求めることとする）。

(3) 入札の無効

本公告による競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は資料等に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者のうち、予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、予定価格が1千万円を超える契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(5) 契約書作成の要否
要。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口
4(2)②に同じ。

(7) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も3により申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、入札当日の締切前に2(2)の資格の認定を受け、かつ、分任支出負担行為担当官による競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(8) 本公告に係る提出様式は、東北森林管理局ホームページに掲載しているので、ダウンロードのうえ作成、提出すること。

ホーム＞公売・入札情報＞各種要領及びマニュアル＞造林事業請負様式類
(https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/manyual/zourinjigyou_youshiki.html)

(9) 詳細は入札説明書による。

本公告に係る事業請負契約における契約約款は、以下からダウンロードすること。

国有林野事業造林事業請負契約約款

(<https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/manyual/index.html>)

なお、上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代え、契約約款の交付日は本公告日とする。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、東北森林管理局のホームページをご覧ください。

(<https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/index.html>)